

発議第1号

平成31年2月21日

木津川市議会議長 高味 孝之 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 高岡 伸行

木津川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

#### 提案理由

木津川市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(平成30年木津川市条例第48号)が平成30年12月27日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会委員会条例（平成19年木津川市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改め、同項第3号中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月26日から施行する。

参考資料（発議第1号）

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、 委員定数及びその所管)	第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、 委員定数及びその所管)
第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び 所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 <u>7人</u> ア～カ (略) (2) (略) (3) 産業建設常任委員会 <u>6人</u> ア～ウ (略)	第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び 所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 <u>8人</u> ア～カ (略) (2) (略) (3) 産業建設常任委員会 <u>7人</u> ア～ウ (略)
第3条～第31条 (略)	第3条～第31条 (略)

